

ご遺族さまへ

～お手続きのご案内～



お手続きに必要なもの

●ご遺族さまのもの（代表で手続きされるご遺族さま、喪主さま）

- ☐ 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・障害者手帳など）
- ☐ 預金通帳等（支店名と口座番号が分かればキャッシュカードも可）

* 手続きされるご遺族さまと喪主さまが異なる場合はそれぞれの方のものがが必要です。

* 保険料等の引落とし口座を変更する場合は銀行印をお持ちください。

●亡くなった方のもの（お手元に残っているものだけで結構です。）

年金証書等（基礎年金番号が分かるもの）、住民基本台帳カード、
松山市国保・後期高齢者医療保険の資格確認書等、障害者手帳など市役所から交付されたもの

●その他

- ・ 亡くなった方が後期高齢者医療加入者で葬祭費の申請をする場合
☐ 会葬礼状・葬儀費用の領収書など喪主さまのお名前が入ったもの
- ・ 戸籍、住民票、税に関する証明書の請求を代理人が行う場合
☐ 委任状（市役所、各支所でお渡しできます。下記からダウンロードもできます。）
[松山市ホームページ>情報をさがす>おくやみ](#)
- ・ 遺言書等による相続人の場合 ☐ 遺言書・公正証書等

お手続き窓口

月～金 8:30～17:00（祝日・年末年始は除く。）

■福祉届出コーナー（おくやみ窓口）

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2
松山市役所本館1階 総合窓口センター内

■各支所

※内容により担当課をご案内することがあります。

※詳しい内容や手続き後のお問合せは担当課（次頁参照）へお願いします。

※郵送でのお手続きもできます。松山市コールセンター経由でおくやみ窓口までお問い合わせください。

お問合せ先

- ・ 松山市コールセンター
089-946-4894
（受付時間 8:00～19:00）
※1月1日～1月3日は除く。

※手続きには時間がかかります。（30分～1時間程度）

※休日明けは、混み合うことが見込まれます。

※死亡届を提出した市区町村と本籍地や住所地が異なる場合や、戸籍関係のお届けが多い時期には、
戸籍や住民票に死亡が反映されるまでに時間を要しますので、1週間程度あけて来庁されることを
お勧めします。

市役所での主な手続

の項目は市民課・各支所で手続できます

※項目内の市は市民課、中島支所、北条支所です。

※市民課の受付延長時(毎週木曜日、毎月第2土曜日)は、

他市や関係各課に確認が取れず、受付できない場合があります。



★の項目はオンラインで手続できます

左の二次元コードから手続が可能です。

←松山市ホームページ「オンライン手続」

※マイナンバーカードが必要な手続あり

項 目		内 容 【 】内は、手続に必要なもの	担 当 課 (市外局番 089)
住民登録	☐ 住 民 登 録	○世帯主変更届(世帯員が一人になる場合は届出不要) *届出人が代理の場合【委任状】	市 民 課 (本館1階)
	☐ 印 鑑 登 録	○手続は必要ありません。	〈住民記録〉 948-6337 〈印鑑〉 948-6338 〈マイナンバーカード〉 948-6569
	☐ マイナンバー カ ー ド	○手続は必要ありません。	
	☐ 電 子 証 明 書 ☐ 通 知 カ ー ド		
	☐ 住 民 基 本 台 帳 カ ー ド	○カードの返還	
保険・介護	☐ 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 ☐ 松 山 市 国 民 健 康 保 険 ★国保葬祭費	○資格確認書などの返還 【国保加入者がいる世帯の世帯主が死亡の場合は加入者全員の資格確認書等】 ○送付先設定(変更・取消)の届出書 ○葬祭費の申請 ○高額療養費の申請(該当する場合、法定相続人が申請) *世帯員以外が高額療養費を申請する場合 【続柄が分かる戸籍謄本(コピー可)など】 ※保険料は再計算して後日通知 ※国保では精算が必要になる場合あり	健 康 保 険 課 〈後期高齢〉 948-6941 〈国保〉 948-6363 ※国保の葬祭費・ 高額療養費は 保険給付・年金課 948-6361 (別館3階)
	☐ そ の 他 の 健 康 保 険 (市役所以外の手続)	○松山市国民健康保険・後期高齢者医療保険以外(全国健康保険協会など) の健康保険に加入の方は、それぞれの保険者にお問い合わせください。 ○亡くなられた方の保険の扶養から外れて松山市国保に加入する場合 【資格喪失証明書(勤務先等が発行)】	
	☐ 介 護 保 険	○保険証の返還 *負担割合証・負担限度額認定証をお持ちの場合も同様 ○送付先設定(変更・取消)の届出書 ○高額介護(予防)サービス費・高額総合事業サービス費の申請 (該当する場合、法定相続人が申請) *世帯員以外が高額介護(予防)サービス費等を申請する場合 【続柄が分かる戸籍謄本(コピー可)など】 ※保険料は再計算して翌月以降に通知	介 護 保 険 課 (別館2階) 948-6919
年金・恩給・その他年金	☐ 国 民 年 金	○未支給年金・遺族年金・寡婦年金・死亡一時金などの請求 *亡くなられた方の配偶者が厚生年金等の被扶養者(3号)の場合は、国民年金(1号)被保険者への変更が必要 【基礎年金番号が分かるもの】	保 険 給 付 ・ 年 金 課 948-6356 (別館3階)
	☐ 厚 生 年 金 (市役所以外の手続)	○未支給年金・遺族年金などの請求 松山東年金事務所 089-946-2146(自動音声) 又は 松山西年金事務所 089-925-5105(自動音声) にお問い合わせください。	
	☐ 企 業 年 金 (市役所以外の手続)	各企業年金基金又は 企業年金連合会年金相談室(0570-02-2666) にお問い合わせください。	
	☐ 共 済 年 金 (市役所以外の手続)	各共済年金組合にお問い合わせください。	
	☐ 恩 給 (市役所以外の手続)	総務省恩給相談窓口(03-5273-1400) にお問い合わせください。	
	☐ 農 業 者 年 金 (市役所以外の手続)	口座開設しているえひめ中央農協又は松山市農協の支所 にお問い合わせください。	

項 目		内 容 【 】内は、手続に必要なもの	担 当 課 (市外局番 089)
市 税	☐ 市 県 民 税 ・ 森 林 環 境 税 (普 通 徴 収)、 軽 自 動 車 税 (種 別 割)	☐ 相続人代表者の指定(固定資産税は『現所有者申告』) * (課税されていた方が亡くなられた場合) 納税通知書の送付先等を設定 * 固定資産税は、法務局での登記名義人変更までの間の設定です。	市 民 税 課 948-6290 (本 館 2 階) ※固定資産税は 資 産 税 課 948-6312 (本 館 2 階)
	☐ 固 定 資 産 税	☐ 口座振替の廃止(口座振替手続をしている納税義務者又は口座名義人が亡くなられた場合) * 引き続き口座振替を希望する場合は手続が必要	納 付 推 進 課 (本 館 2 階) 948-6270
	※㊥・㊦でも可 ☐ 125cc 以下の バイク	☐ 名義変更・廃車手続 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税。早めの手続を。	市 民 税 課 (本 館 2 階) 948-6302
障 がい	☐ 身 体 障 害 者 手 帳	☐ 身体障害者手帳の返還	障 がい 福 祉 課 (別 館 1 階) 〈身体・療育手帳〉 948-6017 〈精神手帳〉 948-6018 〈手 当 〉 948-6369 〈医 療 〉 948-6936
	※㊥・㊦・㊧・㊨でも可 ☐ 療 育 手 帳	☐ 療育手帳の返還	
	☐ 精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	☐ 精神障害者保健福祉手帳の返還	
	☐ 障 がい 者 関 係 の 手 当 ・ 共 済 制 度	☐ 特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・重度心身障害者福祉年金を受給していた方、愛媛県心身障害者扶養共済制度に加入していた方は、右記までお問い合わせください。	
	☐ 自 立 支 援 (精 神 通 院) 受 給 者 証	☐ 自立支援医療受給者証(精神通院)の返還	
医 療 費 助 成	☐ 重 度 心 身 障 がい 者	☐ 重度心身障害者医療受給者証の返還 * 重度障害者タクシー利用助成券をお持ちの方は残券の返還	障 がい 福 祉 課 (別 館 1 階) 948-6936
	☐ 子 ど も	☐ 子ども医療費受給資格証の返還	子 育 て 支 援 課 (別 館 2 階) 948-6888
	※㊥でも可 ☐ ひ と り 親 家 庭	☐ ひとり親家庭医療費受給者証の返還 ☐ ひとり親家庭医療助成の新規申請 (20歳未満の子を扶養していた父又は母が亡くなった場合) * 世帯状況等により必要書類が異なります。事前にご確認ください。	
	小 児 慢 性 特 定 疾 病 児 童	☐ 小児慢性特定疾病医療受給者証の返還	す ぐ す ぐ 支 援 課 (保 健 所 1 階) 911-1870
こ ども	☐ ★ 児 童 手 当 (公 務 員 を 除 く)	☐ 受給者変更 (1 5 日 以 内 又 は 同 月 内 に) 【今後の受給者の口座が分かるもの】 ☐ 未支払手当の請求 【児童名義の口座が分かるもの】	子 育 て 支 援 課 (別 館 2 階) 〈児童手当〉 948-6354 〈児童扶養手当〉 948-6845 〈おむつ券〉 948-6418
	※㊥でも可 ☐ 児 童 扶 養 手 当	☐ 児童扶養手当の新規申請(18歳以下の児童を養育していた父又は母が亡くなり、要件に該当する場合) * 世帯状況等により必要書類が異なります。事前にご確認ください。 ☐ 未支払手当の請求 【児童名義の口座が分かるもの】	
	☐ 愛 顔 っ 子 応 援 券 (お む つ 券)	☐ 未使用券の返還 (対象の子が亡くなられた場合) 【おむつ券】	
そ の 他	☐ ★ 飼 い 犬	☐ (所有者氏名・所在地が変更になる場合) 犬の所在地等変更届【鑑札など】 ☐ (国にマイクロチップ登録している犬) 所有者変更届は必要ありません。指定登録機関の日本獣医師会へご連絡ください。	生 活 衛 生 課 (保 健 所 1 階) 911-1862

下記のその他手続については「担当課」までお問い合わせください。

項 目		内 容 【 】内は、手続に必要なもの	担 当 課 (市外局番089)
そ の 他	□ 市 営 墓 地	○承継の手続	市 街 地 整 備 課 (本館7階) 948-6094
	□被爆者健康手帳	○被爆者健康手帳・各手当証書の返還・葬祭料の申請など ○原子爆弾被爆者の死亡見舞金の申請	保 健 予 防 課 (保健所1階) 911-1857
	□ 空 き 家 相 談	○空き家の相談 ※亡くなられた方の建物の管理・処分の相談など	住 宅 課 (本館7階)
	□ 市 営 住 宅	○名義人変更や世帯員の異動、又は返還の手続 ※委託先:松山市営住宅管理センター(089-942-0800)にお問い合わせください。一部の団地は、住宅課が窓口となります。 ※県営住宅は(089-998-6671)にお問い合わせください。	〈 空 き 家 〉 948-6934 〈 市 営 住 宅 〉 948-6498
	□上水道・下水道 ★使用開始・中止・ 使用者変更等手続	○使用者の変更・閉栓等の手続 ○使用人数変更の手続(下水道に接続して井戸水・専用水道を使用している場合) ※連絡先:ヴェオリア・ジェネッツ(株) 089-915-0311(松山営業所) 089-911-7731(北条事務所) ヴェオリア・ジェネッツ(株)松山市役所窓口(第3別館1階①窓口) でも手続ができます。 ○下水道事業受益者負担金の受益者変更	上 下 水 道 料 金 課 (第3別館1階) 948-6530 (下水道事業受益者負担金) 948-6531
	□森林の相続届出	○相続届出【森林の土地の所有者届出書、登記書類の写し、地図】 (地域森林計画の対象となっている山林・保安林を相続した場合)	農 林 水 産 振 興 課 (本館8階) 948-6576
	□農地の相続届出	○相続届出 (農地の所有権・・・相続登記後 賃借権・・・遺産分割協議後)	農 業 委 員 会 事 務 局 (本館8階) 948-6629

〈市役所以外の主な手続〉(名義変更・解約等) 詳細はお問合せの上ご確認ください。

項 目	問 合 せ 先	項 目	問 合 せ 先
生 命 保 険 等	生命保険会社又は代理店	携 帯 電 話	各契約会社
損 害 保 険 等	損害保険会社又は代理店	固 定 電 話	各契約会社
預 貯 金 □ 座 等	各金融機関等	イ ン タ ー ネ ッ ト	各契約会社
株 式 等	証券会社等	ク レ ジ ッ ト カ ー ド	各契約会社
相 続 税 ・ 所 得 税 消 費 税 申 告	松山税務署 089-941-9121(自動音声)	電 気 ・ ガ ス	各契約会社
賃 貸 住 宅 ・ 借 地 ・ 借 家	不動産会社・地主・家主等	N H K 受 信 料	0120-151515(フリーダイヤル) 又は 050-3786-5003(有料)
不動産(家屋・土地) 登 記 関 係	不動産の所在地を管轄する 法務局「(注)」	軽 自 動 車 (3輪・4輪)	軽自動車検査協会愛媛事務所 050-3816-3124
運 転 免 許 証	最寄りの警察署に返納 (有効期限内の場合は死亡診断書の写しが必要)	普 通 自 動 車 ・ 125cc 超バイク	四国運輸局愛媛運輸支局 050-5540-2076
国 債 (戦没者遺族 等弔慰金)	【国債交付前】 松山市市民生活課(本館1階 089-948-6814) 【国債交付後】 償還金支払場所となっている郵便局		
遺 言 書 の 検 認 ・ 開 封 相 続 放 棄 ・ 限 定 承 認	松山家庭裁判所(089-942-0077) 相続放棄・限定承認(相続によって得た財産の範囲内で負債も相続)は相続を知った日から3か月以内に家庭裁判所に申し立てる必要があります。		

○戸籍謄本等は、申し出により原本が返却できる場合がありますので、問合せ先までご確認ください。

(注) 令和6年4月1日改正法施行により、相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが法律上の義務となりました(改正法施行前の相続にも適用あり)。

また、「法定相続情報証明制度」を利用すれば、各種手続で戸籍謄本を使い回す必要がなくなります。

詳細は松山地方法務局(089-932-5814)へお問い合わせください。

2025. 4